

労働保険制度

労働保険とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険とを総称した言葉であり、一部の事業を除いて一体のものとして取扱われます。

また、労働保険は、農林水産の事業の一部を除き一人でも労働者を雇っていれば適用事業となり、その事業主は成立手続きを行うとともに労働保険料を納めなければなりません。納められた労働保険料を財源として労災給付や失業給付等が支給されます。

労災保険

働く人（労働者）が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気にかかったり、あるいは不幸にして死亡された場合に、被災した方やご遺族を保護するため必要な保険給付（国が定めたもの）を行う制度です。また、被災した方の社会復帰を促すなど、働く人々の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険

働く人（労働者）が失業した場合や雇用を続けることが困難な事態に至った場合に、失業した方の生活あるいは雇用の安定を図るとともに、再就職を促進することを目的として必要な給付（国が定めたもの）を行う制度です。また、失業の予防、雇用機会の増大などを図るための事業も行っています。

加入単位

労働保険は、他の公的保険、例えば健康保険と異なり、個人単位ではなく事業単位で適用されます。つまり、各事業ごとに保険関係が成立することになります。

この「事業」とは、“一定の場所において一定の組織のもとに、業として反復継続して営業活動を行う1つの経営組織として独立性を持った経営体のこと”をいいますので、1つの会社の場合でも、本社、工場等場所が違えば、それぞれが別の事業として扱われます。

●適用事業

それぞれの事業は、原則として一人でも労働者を雇っていれば法律上、当然に、労働保険に加入しなければなりません。このような事業を適用事業といいます。

●暫定任意適用事業

暫定任意適用事業とは、農林水産の事業のうち、労働保険に加入するかどうかは事業主の意思やこの事業で働いている過半数の方々の意思にまかされている事業をいいます。保険加入にあっては、事業主が任意加入申請し、承認を得た場合に成立します。

(1) 労災保険の暫定任意適用事業

- ① 労働者数5人未満の個人経営の農業であって、特定の危険または有害な作業を主として行う事業以外の事業

- ② 労働者を常時雇用することなく、かつ、年間雇用延べ労働者数が300人未満の個人経営の林業
- ③ 労働者数 5 人未満の個人経営の畜産、養蚕または水産（総トン数 5 トン未満の漁船による事業など）の事業

(2) 雇用保険の暫定任意適用事業

下記に掲げる農林水産の事業のうち、国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものが行う事業及び法人である事業主の事業を除く常時 5 人未満の労働者を雇用する個人経営の事業です。

- ① 土地の耕作もしくは開墾または植物の栽植、採取もしくは伐採の事業その他農林の事業（いわゆる農業、林業と呼ばれているすべての事業）
- ② 動物の飼育または水産動植物の採捕もしくは養殖の事業その他畜産、養蚕または水産の事業

加入のための手続きは、

労働保険への加入は、事業が開始された日または適用事業に該当することとなった日（つまり、労働者を雇用した日）に成立することになりますが、事業主はその日の翌日から10日以内に「労働保険保険関係成立届」を最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所に提出する必要があります。

ただし、次の適用事業では手続きに違いがあります。

●一元適用事業

一元適用事業は、二元適用事業以外の事業で、労災保険と雇用保険を 1 つの労働保険の保険関係として取り扱い、保険料の申告、納付などは両保険を 1 つのものとしてまとめて行うことになります。

※一元適用事業では労働保険の「保険関係成立届」を労働基準監督署に提出する必要があります。

●二元適用事業

二元適用事業は、

- (1) 都道府県及び市町村の行う事業やこれに準ずるものの事業
- (2) 港湾労働法の適用される港湾の運送事業
- (3) 農林・水産の事業
- (4) 建設の事業

で、労災保険の保険関係と雇用保険の保険関係を別々に取り扱い、保険料の申告、納付などはそれぞれ別々に行います。

※二元適用事業では労災保険に係る「保険関係成立届」を労働基準監督署、また雇用保険に係る「保険関係成立届」を公共職業安定所に提出する必要があります。

保険料計算の仕組み

労働保険料は、働く人々に支払った賃金の総額に保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じて得た額です。賃金総額には、算入されるものとされないものがあります。

労災保険率は事業の種類により2.5／1000から88／1000までに分かれています。雇用保険率は 3 種類あり、令和 7 年 4 月 1 日からは14.5／1000、16.5／1000、17.5／1000となっています。

なお、労災保険分は全額事業主負担です。雇用保険分は事業主と労働者の双方で負担することになっています。

保険料率の詳細については、労働局労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

年度更新の手続き

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（保険年度）を単位として計算されます。まず、保険年度の当初に見込みとして概算保険料を納付しておき、保険年度経過後に賃金総額を確定したところで精算するという方法を取っています。（年度更新）

したがって、事業主は、

毎年6月1日から7月10日までの間に新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続きを同時に行うことが定められています。

確定保険料の精算をして先に納めていた概算保険料が少ない場合は新年度の概算保険料とともに追加納付が必要です。逆に、概算保険料が多い場合は新年度の概算保険料に充当するか、または還付請求をすることもできます。（概算保険料は厚生労働省が指定する金融機関に口座を有する場合、一定の要件のもとで「口座振替納付」を行うことができます。）

なお、一定額以上（一元適用事業場40万円以上、二元適用事業場20万円以上）の概算保険料は、3回に分けて納めることができます。

また、石綿（アスベスト）による健康被害救済のための「一般拠出金」は「石綿による健康被害の救済に関する法律」（以下「救済法」といいます。）により、石綿（アスベスト）による健康被害者の救済費用にあてるため、労働保険料と併せて事業主のみなさまに一律にご負担をお願いしているものです。

申告・納付の詳細については、労働局労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。救済法については、環境省もしくは石綿健康被害救済基金にお尋ねください。

労働保険事務組合

労働保険事務組合は、事業主の委託を受け、事業主の代わりに労働保険の事務処理をすることを厚生労働大臣から認可された団体です。

●委託できる事業主

一定の規模以下の事業の事業主は、労働保険事務組合に事務委託をすることができます。

なお、委託する際には、労働保険料とは別に入会金、委託手数料などが必要となりますので、必ず確認してください。

●委託できる範囲

- (1) 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- (2) 保険関係成立届、労災保険の特別加入の申請などに関する事務
- (3) 雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出、事業所設置届などに関する事務
- (4) その他労働保険についての申請、届出、報告などに関する事務

●事務委託によるメリット

- (1) 事業主の事務の負担が軽減されます。
- (2) 労働保険料（概算保険料）の額にかかわらず、3回に分けて納めることができます。
- (3) 本来、労災保険に加入することができない事業主や役員等も労災保険に特別加入することができます。

労働保険料は口座振替が便利です！

労働保険料及び一般拠出金の納付には、
「口座振替」が利用できます。

「口座振替による納付」のメリット

- ① 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口に行く手間や待ち時間が解消されます。
- ② 納付忘れや納付遅れがなくなるため、延滞金を課せられる心配がなくなります。
＊口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引落しが行われます。
- ③ 手数料は不要です。
- ④ 保険料納付日(引き落とし日)に最大約2か月間のゆとりができます。

働く人々のための
サービスネット

引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

- 毎回、保険料納付日(引き落とし日)の約3週間前に引落内容(引き落とし日や引き落とし金額等)をハガキでお知らせします。また、引き落とし後も、約3週間で結果をハガキでお知らせします。
- 振替日に保険料納付(引き落とし)ができなかった場合には、郵便でご連絡させていただきます。

取扱金融機関

全国の銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合でご利用になれます。

＊一部の金融機関においては、現在、取り扱いができない場合がございますので、対象の金融機関については、厚生労働省ホームページでご確認いただくか、大分労働局労働保険徴収室へご照会ください。

事業主・労働保険事務組合の皆さまへ

労働保険の申告は電子申請が便利です！

労働保険の申告書提出は電子申請で行えます。

「電子申請による手続き」のメリット

電子申請と電子納付により、**自宅やオフィスからいつでも提出及び納付が可能**になります。

＊納付については、インターネットバンキングにおける電子納付、口座振替又は金融機関窓口での納付書による納付になります。

＊利用前の準備が必要です。(① ② 及び ③ のいずれか)

- ① 電子申請のためのアクセスコード：年度更新用申告書の右上部分に記載
- ② インターネットに接続しているパソコン
- ③-1 GビズID利用：GビズIDアカウント（無料、年度更新利用可）
- ③-2 電子証明書利用：マイナンバーカード及びカードリーダー
(認証局からの電子証明書でも可。ただし有料になります。)

【労働保険の電子申請説明動画をご覧ください】

- ・労働保険の電子申請説明動画パート1（初期設定編）
<https://www.youtube.com/watch?v=Z0I5p9Re0xo>
- ・労働保険の電子申請説明動画パート2（年度更新申告書の作成、提出編）
<https://www.youtube.com/watch?v=n5tGfdgpXM4>
- ・労働保険の電子申請説明動画パート3（申請案件の照会、労働保険料の納付、公文書の取得編）
https://www.youtube.com/watch?v=iO7Sr_ioYWY
- ・GビズID（ホームページ）
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

労 災 保 険 制 度

1 業務災害及び通勤災害

労災保険では、労働者（特別加入により労災保険法の適用を受ける者を含みます。以下同じ。）が業務上の（通勤による）事故により生命身体を損傷した場合、災害補償として各種の保険給付を行っていますが、その種類と内容は、次のとおりです。

労働者の通勤による負傷・疾病・障害または死亡に関しては、業務災害の場合の保険給付と同一の内容の給付が支給されます。なお、特別加入者の一部（個人タクシー、家内労働者等）については、その就業の場所と往復の実態が明確でないことなどから保険給付の対象とされていません。

通勤災害に係る保険給付が、業務災害に係る保険給付と内容において異なるところは、保険給付について200円（健康保険の日雇特例被保険者については、100円）の負担金を徴収することとなっている点です。

もっとも、休業給付を受けない者、第三者の行為によって生じた事故により療養給付を受けることとなった労働者などについては、負担金を徴収しないことになっています。また、この一部負担金は、特別加入者には適用されません。

給付の種類		支 給 事 由	給 付 の 内 容
療養（補償）等給付	療 養 の 給 付	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による負傷または疾病について、労災病院または労災指定医療機関等で療養する場合	必要な療養の給付
	療 養 の 費 用	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による負傷または疾病について、労災病院および労災指定医療機関等以外の医療機関等で療養する場合	必要な療養の費用の支給
休業（補償）等給付		業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による負傷または疾病により、療養のため働くことが出来ないために、賃金を受けられない日が4日以上に及ぶ場合	休業4日目以降、原則として休業1日につき給付基礎日額の60%相当額（通勤災害の場合は療養を受けた一定の労働者から200円の負担金を徴収）
傷病（補償）等年金		業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による負傷または疾病が療養の開始後1年6か月を経過しても治らず、傷病等級（第1級から第3級）に該当する傷病の状態が継続している場合	当該傷病の状態が継続している期間、傷病の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分までの年金
障害（補償）等給付	障害（補償）等年金	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による負傷または疾病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分までの年金
	障害（補償）等一時金	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による負傷または疾病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合	障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分までの一時金

給付の種類		支給事由	給付の内容
遺族（補償）等給付	遺族（補償）等年金	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害により死亡した場合（法律上死亡とみなされる場合、死亡と推定される場合を含みます。）	遺族（受給資格者）の数等に 応じ、給付基礎日額の153日 分から245日分までの年金
	遺族（補償）等一時金	①遺族（補償）等年金を受け得る遺族がいない 場合 ②遺族（補償）等年金を受けている者が失権し、 かつ、他に遺族（補償）等年金を受け得る遺 族がいない場合において、すでに支給された 年金の合計額が給付基礎日額の1,000日分に 満たないとき	給付基礎日額の1,000日分の 一時金（ただし、②の場合は、 すでに支給した年金の合計額 を差し引いた額）
葬祭料等（葬祭給付）		業務災害、複数業務要因災害または通勤災害により死亡した者の葬祭を行った場合	315,000円に給付基礎日額の 30日分を加えた額（その額が 給付基礎日額の60日分に満た ない場合には、給付基礎日額 の60日分）
介護（補償）等給付		障害（補償）等年金または傷病（補償）等年金 を受ける権利を有する者が、一定の障害により 常時または随時介護を受けている場合	当該介護を受けている間、そ の月において介護に要する費 用等（上限額あり）
二次健康診断等給付		（以下2に記載のとおり）	

2 二次健康診断等給付制度

(1) 二次健康診断等給付の概要

二次健康診断等給付は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断などのうち、直近のもの（以下「一次健康診断」といいます。）において、「過労死」など〔業務上の事由による脳・心臓疾患〕の発症に関連する血圧の測定などの項目について異常の所見が認められる場合には、労働者の請求に基づき、二次健康診断等給付として二次健康診断及び特定保健指導を給付します。

(2) 二次健康診断等給付を受けるための要件

二次健康診断等給付は、一次健康診断の結果において

- ① 血圧検査
- ② 血中脂質検査
- ③ 血糖検査

- ④ 腹囲の測定又はBMI（肥満度）の測定 ※ $BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$

のすべての検査について異常の所見があると診断された場合に受けることができます。ただし、労災保険制度に特別加入されている方および既に脳血管疾患または心臓疾患の症状を有している方は対象外となります。

(3) 二次健康診断等給付の内容

二次健康診断等給付では、二次健康診断と特定保健指導が給付されます。それぞれの内容は次のとおりです。

二次健康診断

二次健康診断として、以下の検査を受診者の負担なく受けることができます。

- 空腹時血中脂質検査
- 空腹時血糖値検査
- ヘモグロビンA1c検査（一次健康診断で行っている場合は除きます。）
- 負荷心電図検査又は胸部超音波検査（心エコー検査）のいずれか一方の検査
- 頸部超音波検査（頸部エコー検査）
- 微量アルブミン尿検査

（一次健康診断の尿蛋白検査で疑陽性（±）又は弱陽性（+）である場合に限りします。）

特定保健指導

特定保健指導として、以下の指導を医師又は保健師から受診者の負担なく受けることができます。

ただし、二次健康診断の結果、脳血管疾患または心臓疾患の症状を有していると診断された場合は受けることができません。

- 栄養指導
- 運動指導
- 生活指導

※ 二次健康診断を受診することができる医療機関は、大分労働局のホームページ（アドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/>）から、次のとおりアクセスしてご覧下さい。

大分労働局 ⇒ 目的や内容でさがす、「労災・雇用保険」の「労災保険の給付」⇒「労災保険関係」の「手続き」「労災保険指定医療機関名簿関係」の 労災保険二次健康診断等給付医療機関名簿（大分労働局管内版）



3 複数事業労働者への労災保険給付

(1) 複数事業労働者への労災保険給付の概要

これまでは、複数の会社で働いている労働者の方について、働いているすべての会社の賃金額を基に保険給付が行われないこと、すべての会社の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を合わせて評価して労災認定されないことが課題でしたが、副業・兼業を取り巻く状況の変化を踏まえ、複数事業労働者の方が安心して働くことができるような環境を整備する観点から、労働者災害補償保険法が改正され、令和2年9月1日から複数の事業場で働いている労働者の方への労災保険給付が変わりました。

(2) 複数事業労働者の該当要件

被災した（業務や通勤が原因でけがや病気などになったり死亡した）時点で、事業主が同一でない複数の事業場と労働契約関係にある労働者が対象となります。被災した時点で複数の会社について労働契約関係にない場合であっても、その原因や要因となる事由が発生した時点で、複数の会社と労働契約関係であった場合には『複数事業労働者に類する者』として対象となりえます。

また、1つの会社と労働契約関係にあり、他の就業について特別加入している方や複数の就業について特別加入をしている方も対象となります。

(3) 複数事業労働者への労災保険給付の内容

① 給付基礎日額の算定

労災保険給付のうち、休業（補償）等給付については、給付基礎日額をもとに保険給付額が決定されますが、これまでは給付基礎日額を、労働災害が発生した事業場の賃金額を基礎として算定していました。今回の改正により、複数の事業場で働いている場合等については、全ての事業場等の賃金額を合算した額を基礎として給付基礎日額が算定されます。

② 『複数業務要因災害』たる保険給付の新設

これまでは、1つの事業場のみの業務上の負荷（労働時間やストレス等）を評価して、労災認定の判断をしていました。今回の改正によって、1つの事業場のみでは労災認定されない場合は、複数の事業場の業務上の負荷を総合的に評価して、労災認定の判断をするようになり、複数の事業の業務を要因とする傷病等（疾病、障害又は死亡）について『複数業務要因災害』とする保険給付が新設されました。

なお、対象となる傷病等は、脳・心臓疾患や精神障害などとなります。

石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

- ・石綿による健康被害は、仕事により発症したときは労災補償の対象となりますが、それ以外の被害者を迅速に救済するために、石綿健康被害救済法が制定され、平成18年3月27日から施行されました。
- ・この法律により、労災補償の対象とならない周辺住民などに対して救済給付が支給される^{※1}とともに、労災補償を受けずに亡くなった労働者のご遺族の方に対して特別遺族給付金^{※2}が支給されます。

※1：労災補償の対象とならない方への救済給付の手続きは、独立行政法人環境再生保全機構で行っていますので、詳しくは下記アドレスのホームページをご覧ください。

<https://www.erca.go.jp/asbestos/>

※2：特別遺族給付金（改正前）

- ・特別遺族給付金とは、石綿にさらされる業務に従事することにより石綿を原因とする中皮腫や肺がん等にかかり、これにより石綿救済法の施行日の前日（平成18年3月26日。今回の改正により令和8年3月26日まで拡大。）までに亡くなった労働者のご遺族の方で、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅していた場合、その請求に基づき支給されるものです。
- ・特別遺族給付金には、特別遺族年金と特別遺族一時金があります。特別遺族年金は原則年額240万円、特別遺族一時金は1,200万円ですが、令和4年3月27日が請求期限となっていた（今回の改正により令和14年3月27日まで延長。）ところです。

働く人々のための
セーフティネット

○石綿健康被害救済法の改正のポイントは？

- ・石綿によって健康被害を受けた方々の救済を充実するために、石綿健康被害救済法が改正され、令和4年6月17日に施行されました。
- ・この改正により、特別遺族給付金の請求期限が延長されるとともに、支給対象が拡大されました。

＜改正の具体的内容＞

(1) 特別遺族給付金の請求期限の10年延長

現行：令和4年3月27日まで ⇒ 改正後：令和14年(2032年)3月27日まで

(2) 特別遺族給付金の支給対象の拡大

現行：平成28年3月26日までに亡くなった労働者のご遺族の方[※]



改正後：令和8年3月26日までに亡くなった労働者のご遺族の方[※]

※いずれも労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した場合に限られます。

具体的に説明しますと次のとおりです。

① 平成29年 6 月16日までに亡くなった場合

- 改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。

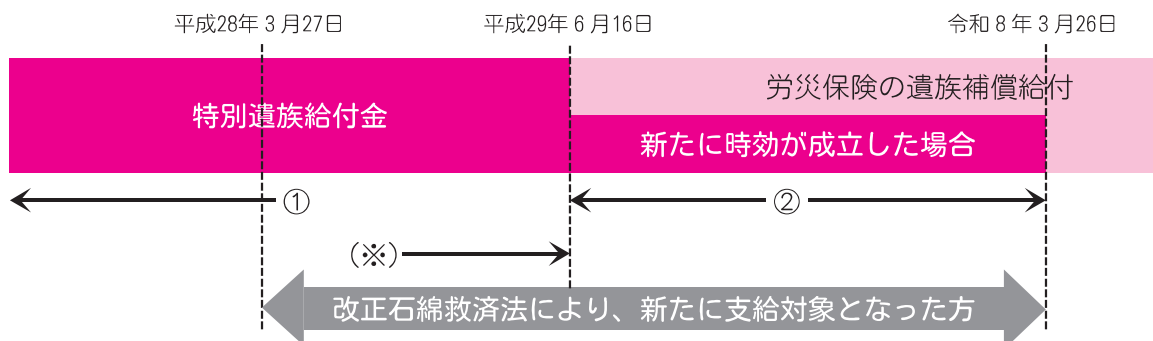
(※特別遺族給付金は、原則として請求の翌月分から支給されます。ただし、平成28年 3 月27日から平成29年 6 月16日までに亡くなった場合の特別遺族年金の支給は、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した日の属する月の翌月分から、さかのぼって行われます。)

② 平成29年 6 月17日から令和 8 年 3 月26日までに亡くなった場合

- 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。なお労災保険法の遺族補償請求は、時効が 5 年（葬祭料は 2 年）ですので、お早めに請求手続きを行ってください。
- ただし、改正石綿救済法の施行日（令和 4 年 6 月17日）以後に労働者が亡くなった場合で、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が時効（労働者の亡くなった日の翌日から 5 年経過。）で消滅している場合には、特別遺族給付金の支給対象となります。
- なお、令和 8 年 3 月27日以降に亡くなった場合も、労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。

図で説明すると次のとおりです。

【労働者の亡くなった時期による支給対象範囲】（赤色部分）



※労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5 年）によって消滅した場合に限られます。

○問い合わせ先

- ・特別遺族給付金の請求手続などについては、大分労働局労災補償課又は最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。
- ・大分労働局のホームページの「労災・雇用保険」の「労災保険の給付」⇒「労災保険関係」の「法令制度」の「石綿(アスベスト)」石綿健康被害救済法が改正されました（厚生労働省HPへ）

(大分労働局のアドレス) <https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/>

費用徴収制度

労働者を1人でも雇っている事業主は、労災保険の加入手続きを行わなければなりません。

労働者が業務中又は通勤途中に被った災害については、常用・アルバイトの区別無く保険給付が行われますが、次のいずれかに該当する事故については、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収する場合があります。

- ① 労災保険の加入手続きについて行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続きを行わない期間中に災害が発生した場合、保険給付の額の100%が徴収金です。
- ② 労災保険の加入手続きについて行政機関からの指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続きを行わない期間中に災害が発生した場合、保険給付額の40%が徴収金です。
- ③ 事業主が保険料を納付しない期間中に災害が発生した場合、保険給付額の40%が徴収金です。
- ④ 事業主が故意又は重大な過失により生じさせた原因で災害が発生した場合、保険給付額の30%が徴収金です。

★保険給付は療養開始後3年間に支給されるものに限りです。

また、療養（補償）給付及び介護（補償）給付は除かれます。

社会復帰促進等事業の種類と内容

労災保険は、業務災害や通勤災害により被災した労働者やその遺族に対する各種の保険給付とあわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者やその遺族の援護、労働者の安全衛生の確保等を図ることにより労働者や遺族の福祉の増進に寄与することを目的として、「社会復帰促進等事業」を行っています。

その制度の種類、支給要件、提出書類（様式）等の主な概要を一覧表にすると次のとおりです。

制度の種類	どのようなときに	この書類を (様式番号)	誰が	いつ	どこ
外科後処置	傷病が治癒した後、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術などを必要とするとき	外科後処置申請書 (様式第1号) 診査表 (様式第2号)	被災労働者	その都度	所轄労働基準監督署を 経由して所 轄労働局
義肢等の支給	傷病が治癒した後、身体に障害を残し、義肢その他の補装具を必要とするとき	義肢等補装具購入・修理費用支給申請書 (様式第1号)	被災労働者	その都度	所轄労働局
旅費の支給	義肢等の採型または装着、義眼の装かんのために旅行するとき	義肢等補装具、旅費支給申請書 (様式第10号)	被災労働者	義肢等の支給の承認を受けた後、必要に応じて	所轄労働局
	外科後処置を受けるために旅行するとき	外科後処置旅費支給申請書 (様式第5号(1))		外科後処置の承認を受けた後、必要に応じて	所轄労働局
頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護	頭頸部外傷症候群等の傷病者で12級以上の障害（補償）給付の支給を受けた者が技能の習得を目的とした教習、講習などを受けようとするとき	職能回復援護申請書 (様式第1号)	被災労働者	技能習得を目的とした教習、講習などを受けようとするとき	所轄労働基準監督署を 経由して所 轄労働局
労災はり・きゅう施術特別援護措置	頭頸部外傷症候群などに罹患し、障害（補償）給付を受けた者がはり・きゅう施術を必要とするとき	労災はり・きゅう施術特別援護措置申請書 (様式第2号)	被災労働者	傷病が治癒した日から2年以内	所轄労働基準監督署を 経由して所 轄労働局
振動障害者社会復帰援護金	療養期間が1年以上の振動障害が治癒した者が社会復帰する場合	振動障害者社会復帰援護金支給申請書 (社援様式第1号)	振動障害が治癒した者	治癒後1年以内	所轄労働基準監督署を 経由して所 轄労働局

制度の種類	どのようなときに	この書類を (様式番号)	誰が	いつ	どこ
長期療養者 職業復帰 援 護 金	頭頸部外傷症候群などの長期療養者を事業主が再就労させまたは新たに常用労働者として雇い入れ、職種転換訓練を実施したとき	長期療養者職業復帰援護金 受給資格申請書 (様式第1号) 長期療養者就労・職種転換 訓練援護金支給申請書 (様式第3号)	事業主	対象労働者 を雇い入れ た日から1 か月以内 支給対象期 に係る最後 の賃金支払 から1か月 以内	所轄労働基 準監督署を 経由して所 轄労働局
休業補償特別 援 護 金	短期間で事業場を転々とする労働者が、振動障害、じん肺等の特定の疾患に罹患した場合で、この疾病の原因となった事業場を特定できないまたは疾病原因となった有害業務に従事した事業場が廃止され、休業時期3日間について休業補償を受けることができないとき	休業補償特別援護金支給申 請書 (様式第1号)	被災労働者	第1回分の 休業補償給 付の請求と 同時(症状 確認日の翌 日から起算 して2年以 内)	申請に係る 疾病のおそ れのある業 務に従事し た最終の事 業場の所在 地を管轄す る労働基準 監督署
労 災 就 学 等 援 護 費	業務災害または通勤災害により死亡した者の遺族、重度障害を受けまたは長期療養を要する労働者が子の就学等の費用の援助を受けようとするとき	労災就学等援護費支給申請 書 (様式第1号)	遺族または 被災労働者	労災就学等 援護費を受 けようとし るとき	所轄労働基 準監督署
労災特別介護 施設援護事業	家庭内で高齢重度被災労働者の介護が困難なとき	労災特別介護施設入居申請 書 (様式1号)	労災年金受 給者(傷病・ 障害等級1 級から3級 の方)	入居を希望 するとき	(財)労災サ ポートセン ター
労 災 ホ ー ム ヘ ル プ サービス事業	労災年金を受給している者で、家族以外の介護サービスを希望されるとき	労災ホームヘルプサービス 利用・紹介申込書 (ヘルプ様式1号)	労災年金受 給者(傷病・ 障害等級1 級から3級 の方)	ホームヘル プサービスを 受けよう とするとき	(財)労災サ ポートセン ター

雇用保険制度の概要

雇用保険は、

- ① 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付及び育児休業給付を支給
 - ② 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための二事業を実施
- する、雇用に関する総合的機能を有する制度です。



◇ 雇用保険の手続

事業主は、雇用保険法に基づき、適用基準を満たす労働者について、事業主や労働者の意思に関係なく、被保険者となった旨を公共職業安定所（ハローワーク）に届け出なくてはなりません。この被保険者資格取得の届出が適正になされていないと、労働者の方が失業した場合などに支給される給付について、不利益を被る事態を生じることがあります。

事業主の方は、このような事態を生じさせないよう、新たに労働者を雇い入れた場合には、その 1、その 2 を参照の上、雇用保険の被保険者資格取得の届出を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に必ず行ってください。

◇ その 1 雇用保険の適用

雇用保険においては、労働者を雇用する事業は、その業種、規模等を問わず、農林水産業の一部を除きすべて適用事業であり、当然に雇用保険の適用を受け、また、適用事業に雇用される労働者は雇用保険の被保険者となります（事業主は、労働保険料の納付、雇用保険法の規定による各種の届出等の義務を負うこととなります。）。

○被保険者の範囲

雇用保険が適用となる「雇用される労働者」とは、雇用関係（労働者が事業主の支配を受けて、その規律の下に労働を提供し、その提供した労働の対償として賃金、給料その他これらに準ずるものの支払を受けている関係）によって得られる収入によって生活する者をいいます。

○適用基準及び加入手続

次の(1)及び(2)のいずれにも該当するときは、事業主は必ず「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」といいます。）を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に、被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

(1) 31日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること。具体的には、次のいずれかに該当する場合をいいます。

（期間の定めがなく雇用される場合、雇用契約に更新規定があり31日未満での雇止めの明示がない場合、雇用契約には更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績がある場合）

(2) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

○被保険者に関する具体例

区分	被保険者となる者	被保険者とならない者
短時間就労者 (パートタイマー) 派遣労働者	正社員等の者と同じく、次の2つの要件をともに満たせば被保険者となります。 ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること ② 31日以上雇用見込みがあること	左記の①または②のいずれかの要件を満たさない場合は、被保険者となりません。
法人の取締役、合名会社等の社員、監査役及び協同組合等の社員又は財団の役員等	法人の役員は原則として被保険者となりません。 しかし、同時に部長・支店長・工場長等会社の従業員としての身分も有している（＝兼務役員）場合であって、就労実態や給料支払などの面からみて労働者の性格が強く、雇用関係が明確に存在している場合に限り、被保険者となります（この場合、就業規則・登記事項証明書・賃金台帳・雇用契約書等の関係書類等の提出が必要となります）。	左記の区分に記載された法人等（以下「法人等」という。）の代表者（会長・代表取締役社長・代表社員等）は被保険者となりません。 また、法人等の役員等（取締役・監査役等）についても、原則として被保険者となりません。
2以上の適用事業主に雇用される者	例えば在籍出向の場合など、その者の生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業所において被保険者となります。	従たる賃金を受ける事業所においては被保険者となりません（二重の資格取得はできません。）
試用期間中の者	本採用決定前の試用期間中であっても、雇用関係が存在し、適用要件を満たした就労であれば被保険者となります。	
在日外国人	日本国に在住し、就労する外国人は、国籍（無国籍を含む。）を問わず、日本人と同様に適用要件を満たした就労であれば被保険者となります。 外国人技能実習生も適用要件を満たした就労であれば、被保険者となります。	外国公務員および外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者、ワーキングホリデー制度による入国者及び留学生（昼間学生）は被保険者となりません。 左記の被保険者となる外国人技能実習生であっても、入国当初に雇用契約に基づかない講習（座学（見学を含む。）により実施され、実習実施期間の工場の生産ライン等商品を生産するための施設における機械操作教育や安全衛生教育は含まれない。）が行われる期間は、被保険者となりません。

区分	被保険者となる者	被保険者とならない者
事業主と同居の親族	次のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。 ① 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること ② 就業の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること 具体的には、始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、賃金の決定・計算・支払方法・締切・支払いの時期などが、就業規則その他これに準ずるものに定められ、その管理が他の労働者と同様になされていること ③ 事業主と利益を一にする地位（取締役等）にないこと （この場合、登記事項証明書、当該事業所に雇用されている他の労働者の出勤簿などの関係書類等の提出が必要となります。同居の親族以外の労働者がいない場合は、被保険者とはなりません。）	個人事業の事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む）と同居している親族は、原則として被保険者となりません。 ただし、左記の①～③のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。
在宅勤務者 ※労働日の全部またはその大部分について事業所への出勤が免除され、かつ、自己の住所で勤務することを常とする者	事業所勤務と同一の就業規則等の諸規定（その性質上在宅勤務者に適用できない条項を除く。）が適用され、次の5つの要件をすべて満たせば被保険者となります。 ① 指揮監督系統が明確なこと ② 拘束時間等が明確なこと ③ 各日の始業・終業時刻等の勤務時間管理が可能なこと ④ 報酬が、勤務した時間または時間を基礎としていること ⑤ 請負・委任的でないこと （この場合、就業規則、賃金規定などの関係書類等の提出が必要となります。）	左記の5つの要件をすべて満たさなければ、被保険者となりません。
週所定労働時間20時間未満で複数の事業所で働く65歳以上の労働者（マルチジョブホルダー）	次の3つの要件をすべて満たす場合に、労働者本人がハローワークに申し出ることで、特例的に被保険者となります。 ① 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること ② 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して、1週間の所定労働時間が20時間以上であること ③ 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること	左記の3つの要件をすべて満たさなければ、被保険者となりません。 また、労働者本人が被保険者になることを希望せず、申出を行わない場合は被保険者となりません。

◇ その2 雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の交付

事業主は、雇い入れた労働者が雇用保険の被保険者となる場合には、必ず「資格取得届」を被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出して、その方が被保険者となったことについて公共職業安定所（ハローワーク）の長の確認を受けなければなりません。

この確認がなされた場合、「雇用保険被保険者証」とあわせて「雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」が交付されます。この交付は、労働者の方々が、きちんと雇用保険の加入手続等がなされたことを確認できるようにするためのものですので、事業主の方々には、この通知書を被保険者本人に確実に交付していただくようお願いします。

(1) 被保険者に関する手続一覧（マイナンバーの記載をお願いします）

届出を要するとき	提出数	提出期限	提出・確認書類
労働者を雇用したとき （雇用保険被保険者資格取得届）	1 枚	被保険者となった日の属する月の翌月10日まで	賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、他の社会保険の資格取得関係書類、雇用期間を確認できる資料（雇用契約書等）※一定の場合以外は添付不要
被保険者が離職、死亡等したとき （雇用保険被保険者資格喪失届） （雇用保険被保険者離職証明書）	1 枚 3 枚 1 組	被保険者でなくなった事実があった日の翌日から起算して10日以内	出勤簿、退職辞令発令書類、労働者名簿、賃金台帳、離職証明書（離職票が不要のときは提出しなくてよい）、離職理由が確認できる書類等
同一法人内で転勤をしたとき （雇用保険被保険者転勤届）	1 枚	事実のあった日の翌日から10日以内	異動辞令書類、賃金台帳、転勤前事業所に交付されている「雇用保険被保険者資格喪失届」
高年齢雇用継続給付を受けようとするとき （高年齢雇用継続給付支給申請書）	1 枚	（初回）支給対象月の初日から起算して4ヶ月以内（2回目以降）安定所から指定された日又は月	賃金台帳、出勤簿、（初回のみ）六十歳到達時等賃金証明書、高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書、労働者名簿、被保険者の運転免許証・住民票記載事項証明書等年齢が確認できる書類の写し
雇用する被保険者が育児休業を開始したとき （休業開始時賃金月額証明書・育児） （育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書）	3 枚 1 組 1 枚	育児休業を開始した日の翌月から10日以内（※）	賃金台帳、出勤簿、労働者名簿、被保険者の母子健康手帳等育児の事実が確認できる書類の写し
育児休業給付金を受けようとするとき （育児休業給付金支給申請書）	1 枚	安定所から指定された日等	賃金台帳、出勤簿
雇用する被保険者が介護休業を開始したとき （休業開始時賃金月額証明書・介護）	3 枚 1 組	介護休業を開始した日の翌日から10日以内（※）	賃金台帳、出勤簿、労働者名簿
介護休業給付金を受けようとするとき （介護休業給付金支給申請書）	1 枚	安定所から指定された日等	介護休業申出書、賃金台帳、出勤簿、対象家族の氏名・本人との続柄・性別・生年月日が確認できる住民票記載事項証明書等の写し

（※）事業主が被保険者に代わって支給申請書を提出する場合には、その支給申請書と同時に（支給申請書の提出時期までに）提出することができます。

(2) 事業所に関する手続一覧

届出を要するとき	提出数	提出期限	提出・確認書類
適用事業を開始したとき 適用事業に該当するに至ったとき （雇用保険適用事業所設置届）	1 枚	保険関係が成立した日の翌日から10日以内	出勤簿、労働者名簿、賃金台帳、源泉徴収簿、法人の場合は登記簿謄（抄）本等、法人でない場合は事業の開始を証明する書類等
事業を廃止したとき、又は被保険者を雇用しなくなったとき （雇用保険適用事業所廃止届）	1 枚	事業所を廃止したときはその翌日から10日以内	法人の場合は、登記簿謄（抄）本等 法人でない場合は、その事実を証明する書類
事業主の名称又は所在地等に変更があったとき（雇用保険事業主事業所各種変更届）	1 枚	名称・所在地等変更のあった日の翌日から10日以内	法人の場合は、登記簿謄（抄）本等 法人でない場合は、その事実を証明する書類
独立した一の事業所と認められないとき （雇用保険事業所非該当承認申請書）	4 枚 1 組	申請をしようとするときその都度	申請に係る施設の従業員数がわかる書類、会社の組織図等、申請書の記載事項が確認できる書類
事業主が代理人を選任又は解任したとき （雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届）	5 枚 1 組	代理人を選任又は解任したその都度	

※上記手続きのほか、労働保険の徴収に係る手続きもありますので、ご注意ください。

求職者支援制度

1 「求職者支援制度」とは

雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を目指すための制度です。

- 「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を原則無料で受講できます(テキスト代などは自己負担)。
- 訓練期間中および訓練終了後もハローワークが積極的な就職支援を行います。
- 収入、資産などの一定要件を満たす方に、訓練期間中、「職業訓練受講給付金」を支給します。

＜支援対象者（＝特定求職者）＞

求職者支援制度の対象者は、下記の全ての要件を満たす「特定求職者」です。

- (1) ハローワークに求職の申込みをしていること
- (2) 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- (3) 労働の意思と能力があること
- (4) 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

例えば、

- ・雇用保険に加入できなかった方
- ・雇用保険を受給中に再就職できないまま支給終了した方
- ・雇用保険の加入期間が足りずに失業給付を受けられない方
- ・自営業を廃業した方、学卒未就職者の方など

※在職中（週所定労働時間が20時間以上）の方、短時間就労や短期就労のみを希望される方などは、原則として特定求職者に該当しません。

※特定求職者であるだけでは職業訓練受講給付金は支給されません（別途、職業訓練受講給付金の支給要件を満たす必要があります）。また、特定求職者が、後に、雇用保険被保険者、雇用保険受給者となるなど、上記要件を満たさなくなった場合も受給できません。

2 「求職者支援訓練」とは

雇用保険を受給できない求職者などを対象として、民間訓練機関が厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練を実施します。社会人としての基礎的な技能等を習得する「基礎コース」と、就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を習得する「実践コース」があります。

- 訓練実施機関は、ハローワークと連携して就職支援を行います。
- 訓練期間は、1コース2か月から6か月です。

3 「職業訓練受講給付金」について

特定求職者の方が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、職業訓練受講給付金（職業訓練受講手当・通所手当・寄宿手当）を支給します。

＜支給要件＞（以下の全てを満たす方が対象）

- (1) 本人収入が月8万円以下^(※1)
- (2) 世帯全体の収入が月30万円以下^(※1、2)
- (3) 世帯全体の金融資産が300万円以下^(※2)
- (4) 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない

- (5) 全ての訓練実施日に出席している^(※3)
 (やむを得ない理由がある場合でも、支給単位期間ごとに8割以上^(※4)の出席率がある)
- (6) 同世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない^(※2)
- (7) 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない
 (※1) 「収入」とは、賃金等の稼得収入の他、年金その他全般的収入を指します（一部算定対象外の収入もありますので、詳細はハローワークにお尋ねください）。
 (※2) 「世帯」とは、本人のほか、同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。
 (※3) 「出席」とは、訓練実施日に全てのカリキュラムに出席していることをいいます。ただし、やむを得ない理由により訓練に遅刻・欠席・早退した場合は、1実施日における訓練の2分の1以上に相当する部分を受講したものについては、1/2出席として取り扱います。
 (※4) 「8割以上」の出席率とは、支給単位期間ごとに訓練実施日数から欠席した日数と「1/2日出席」した日数を控除して出席日数を算定（端数が生じた場合は切り捨て）し、支給単位期間ごとに訓練実施日数に占める当該出席日数の割合が8割以上であることを指します。
- * 訓練期間中から訓練終了後、定期的にハローワークに来所し、職業相談を受けることが必要です。
 * 過去にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から6年以上経過していることが必要です（連続受講の場合を除く）。

《支給額》

- 職業訓練受講手当 月額10万円
- 通所手当 職業訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額（上限額あり）
- 寄宿手当 同居の配偶者などと別居して寄宿する場合 月額10,700円
 寄宿手当の支給対象となるのは、以下①～③のいずれかに該当するため、公的職業訓練の訓練施設に付属する宿泊施設やその他の施設（アパート、貸間、下宿など）に寄宿する必要があるとハローワークが認めた方です。
 ① 通常の交通機関を利用して通所するための往復所要時間がおおむね4時間以上であるとき。
 ② 交通機関の始（終）発などの便が悪く、通所に著しい障害を与えるとき。
 ③ 訓練を受講する訓練施設の特殊性によって寄宿を余儀なくされるとき。
！「寄宿手当」は「職業訓練受講給付金」が支給されないときは支給されません！

- * 支給申請の対象となる訓練期間（給付金支給単位期間における日数）が28日未満の場合は、どちらの手当も支給額を別途算定します。
 * 通所手当は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所経路・方法による運賃等の額となります。

求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う方のための制度です。このため、一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く）、ハローワークの就職支援（訓練終了後の就職支援を含む）を拒否すると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと、訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等が行われることがあります。

4 「求職者支援資金融資」について

- 職業訓練受講給付金を受給しても、この給付金だけでは生活費が不足する場合には、希望に応じて、労働金庫（ろうきん）の融資制度を利用することができます。
 - 貸付の上限額は、同居配偶者等^(※)がいる方は月10万円、それ以外の方は月5万円です（受講予定訓練月数に限る）。
 (※) 同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。
- * 融資に当たっては、労働金庫の審査があります。
 * 原則として未成年者の方は利用できません。また、最終返済時年齢は65歳です。
 * 訓練を中途退校した場合、元金据置期間が変更になります。
 * 欠席（やむを得ない理由を除く）の繰り返し、就職支援拒否、不正受給処分などにより職業訓練受講給付金の支給が停止された場合は、直ちに債務残高を一括返済しなければなりません。
 * 就職を理由とする返済の免除措置はありません。

※ここに掲載された内容の詳細については、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。なお、求職者支援訓練の認定に関するお問い合わせは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大分支部までお願いいたします。